



大きな改正点は次のとおりです

	これまで	2026年11月～
購入時	免税で購入 (or カウンターで返金)	税込で購入 (クレジットカード等の返金先情報の登録)
出国時	保安検査後の税関で確認 (制限エリア)	保安検査前の税関で確認 (一般エリア)※購入日から90日以内
返金	_____	税関確認後に返金

改正後の手続の流れ



リファンド方式に関するQ&A

購入時



Q. 免税店で購入できる数量に制限はありますか？

A. 購入する商品は、出国時にその全てを**自らが所持して海外に持ち出すことができる数量に限られます**。購入した商品は税関で提示できるようにしてください。



Q. リファンド方式ではお菓子や化粧品の特製梱包が不要と聞きましたが、日本で消費しても良いということでしょうか。

A. 消耗品の特殊包装は廃止されますが、**飲食品や化粧品等を国内で消費した場合、税関の確認(返金)を受けることはできません**。



Q. 日本国籍をもっていますが、2年以上国外に住んでいます。免税手続の際に提示する確認書類に変更はありますか？

A. 日本国外に2年以上継続して住んでいること**の確認書類は、現行の書類のほか、マイナンバーカードでも良いこととされます**。



Q. 返金手続はどのようにしたら良いでしょうか？

A. 消費税分の返金を受けるために必要な対応は免税店で案内されます。購入の際にご確認ください。



出国時



Q. 税関での確認手続はいつ行えばよいですか？

A. 手荷物の機内預け入れ前までに税関での確認手続を完了する必要があるため、**早めに空港(又は海港)に到着し、免税手続用の端末等で手続を行ってください**。



Q. 免税手続をした商品のうち、一部を消費してしまいました。消費していない商品のみの税関確認を受けることができますか？

A. **税関の確認は1回の購入手続(レシート等)単位で行われます。1回の購入手続(レシート等)単位に含まれる商品のうち、1つでも所持していない場合には、他の商品も含めすべての商品について、税関の確認を受けることはできません。**

領収書(レシート)		
〇〇SHOP △△店		
2026年12月5日AM10:40		
品名A ×1	3,000	←所持○
品名B ×1	75,000	←所持○
品名C ×1	13,000	←所持×
合計	91,000	
全て免税不可		

領収書(レシート)		
〇〇SHOP △△店		
2026年12月5日AM10:40		
品名A ×1	3,000	←所持○
品名B ×1	75,000	←所持○
品名C ×1	13,000	←所持○
合計	91,000	



Q. 単価100万円以上の商品を購入しました。税関確認の際に必要な書類はありますか？

A. **税抜単価100万円以上の商品を購入した場合、税関においてその商品と併せて、鑑定書や保証書の提示を求められることがあります**。これらを準備しておくことでスムーズに税関の確認を受けることができます。



Q. 税関の確認を受けた商品を海外に持ち出さなかった場合、罰則はありますか？

A. 免除された消費税額に相当する**消費税が徴収され、罰則の適用対象**となります。



さらに詳しくお知りになりたい方へ

リファンド方式に関する詳細(リーフレットやQ&A)は、観光庁や国税庁WEBサイトをご確認ください。

観光庁消費税免税店
WEBサイト



国税庁
WEBサイト

